


長久手市みんなで作るまち条例(素案)について、知って、考えるタウンミーティングを行います。

☎ 経営企画課 ☎56-0600 FAX 63-2100
✉ keiei@nagakute.aichi.jp (記事ID 10757) 


まちづくりを担う「みんな=市民、議会、市」がどのような役割等を果たし、長久手のまちづくりを進めていくかを定めたものが、「長久手市みんなで作るまち条例」であり、今年度中の制定を目指しています。

★条例の名称について…… (仮称)「長久手市自治基本条例」としてきたこの条例の名称を、より市民のみなさんが親しみやすいよう「長久手市みんなで作るまち条例」としました。

条例(素案)の構成 前文と5つの章、全21条で構成します。

前文	条例の目的や実現しようとするまちの姿		
第1章 総則	全体に共通する基本的なきまり ①条例の目的 ②条例の位置付け ③用語の定義 ④まちづくりの基本原則		
第2章 まちづくりの担い手の役割及び責務	第1節 市民 ⑤市民の権利 ⑥市民の役割及び責務	第2節 議会 ⑦議会の役割及び責務	第3節 市 ⑧市長の役割及び責務 ⑨職員の役割及び責務
第3章 市民主体のまちづくり	市民が主体的に行動する「自治」の力を高めるための仕組みや方法 ⑩市民参加及び協働 ⑪市民のまちづくり活動 ⑫地域のまちづくり組織 ⑬地域活動団体、市民活動団体及び地域のまちづくり組織の役割 ⑭地域活動団体、市民活動団体及び地域のまちづくり組織への支援 ⑮住民投票		
第4章 市政運営	市民のための市政運営の基本的なきまり ⑯市政運営の基本原則 ⑰計画的な市政運営 ⑱情報公開及び個人情報の取扱い ⑲安心安全なまちづくり ⑳他の自治体等との連携		
第5章 実効性の確保	条例が役割を果たしているかどうかの検証 ㉑条例の検証		

タウンミーティング日程

この条例の趣旨や内容について、知って、考えるタウンミーティングを行いますので、ご都合のよい日にぜひご参加ください。 

時 11月17日(金) 10:00~11:30
場 杖ヶ池体育館 ミーティングルーム

時 11月21日(火) 19:00~20:30
場 西小校区共生ステーション

時 11月22日(水) 19:00~20:30
場 福祉の家2階 研修室

時 11月23日(木・祝) 10:00~11:30
場 北小学校 多目的室

時 11月24日(金) 10:00~11:30
場 市役所北側 会議室棟2階 会議室D・E・F

時 11月25日(土) 10:00~11:30
場 市が洞小学校 多目的室

タウンミーティングでの意見等を踏まえて、条例素案を磨き上げたのち、パブリックコメントを行います。


パブリックコメント

長久手市みんなで作るまち条例(素案)

募集期間 12月1日(金)~平成30年1月5日(金)
概要説明会 時 12月2日(土) 10:00~
場 北庁舎2階 第5会議室

パブリックコメントとは

パブリックコメントとは、政策を行うために決める様々な計画などが、決定する前に、広く市民のみなさんから意見を募集する手続きのことです。このパブリックコメントを行うことで、計画が完成する前に、より多くの意見を集めることができ、市の政策にみなさんの意見を活用することができます。

みなさんのご意見を募集します 

条例(素案)の閲覧場所

- 担当課窓口(本庁舎2階 経営企画課)
- 西庁舎1階情報コーナー
- 市HP

意見の提出方法

意見書(任意様式可)に該当箇所・意見・住所・氏名・連絡先を明記し、担当窓口または郵便、FAX、メールなどで提出
※個別回答はせず、個人情報に留意した形で、市HPなどに公表します。